

# 容量市場システム（一次開発）の業務概要に関する 意見募集結果と概要について

2018年11月20日

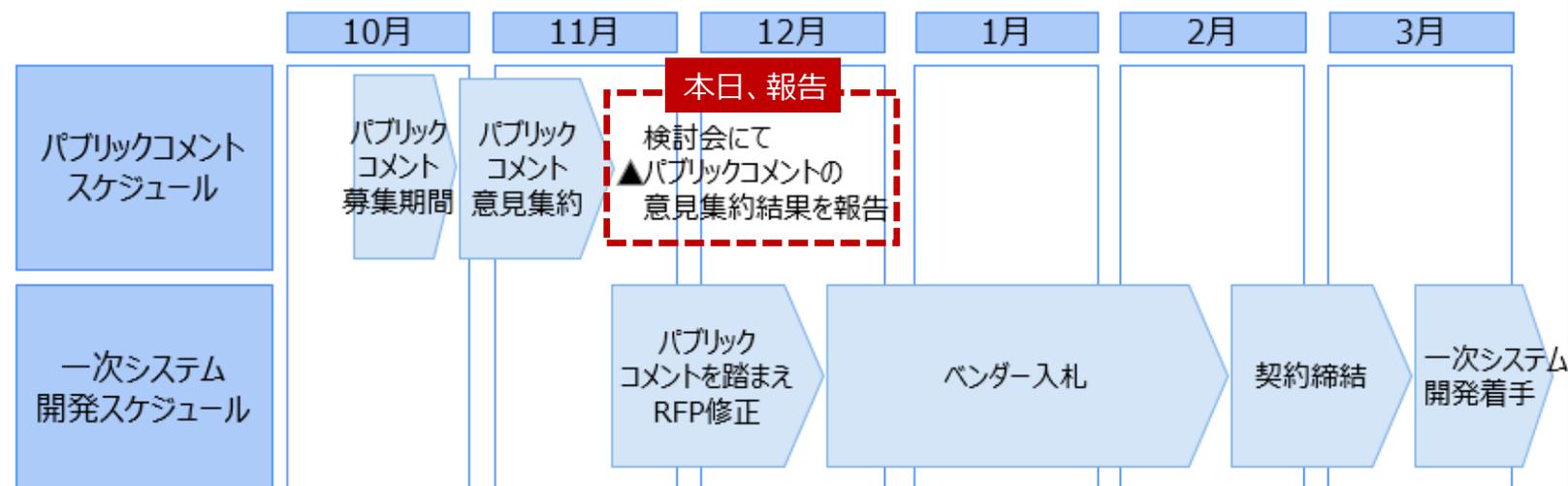
容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 第15回容量市場検討会にて、容量市場システム（一次開発）の業務概要に関する意見募集を行い、後日、検討会にて意見集約結果を報告することとしていたため、本日、意見募集結果の概要について報告する。

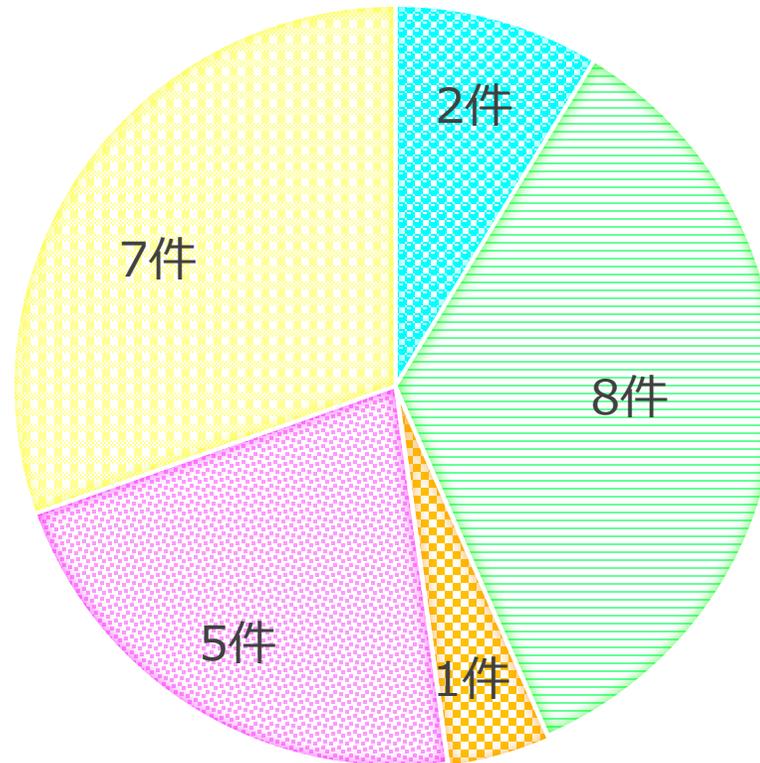
## 2.パブリックコメント募集と一次システム開発までのスケジュール

2

- これまでの検討会での議論を踏まえ、一次システム開発の対象である実需給前の業務概要を整理中である。当該業務概要は、一次システム開発の業務要件定義の重要な前提となり、システム開発着手後に大きな変更が必要となった場合は、容量市場の開設に多大な影響をもたらす可能性がある。
- したがって、一次システム開発のベンダー入札を行う前に、本日までの議論内容を反映した業務概要に関して容量市場の関係者から広くご意見を頂くためにパブリックコメントを募集したい。なお、パブリックコメント募集～一次システム開発までの具体的なスケジュールは、以下のとおり。



- 2018年10月12日(金)から10月26日(金)にかけて意見募集を実施したところ、合計6者から23件のご意見を頂戴した。
- 頂いたご意見の業務区分別の件数は、以下のとおり。



■ 全般 ■ 参加登録 ■ 容量確保契約の締結 ■ 実行性テスト ■ 契約締結後の対応

質問

- (1)フローの分岐の判定基準を明確にして欲しい。
- (2)「電源情報を提供」、「電源等リストの受領」、「実効性テストデータの確認」において、一般送配電事業者の役割が不明瞭である。

回答

- (1)フローの追加、変更の必要性を検討した結果、現行フローの判定基準がシステム開発に影響を与えることはないと考えております。なお、具体的な判定基準については引き続き検討いたします。
- (2)一般送配電事業者に照会する情報は、受電地点特定番号、供給地点特定番号、実効性テストデータを確認するための計量値等を想定しております。なお、入札に係る情報を一般送配電事業者に提供することはありません。

#### 質問

- (1)応札上限値の目的、定義、必要性を整理して頂きたい。
- (2)応札上限値の登録の前に、広域機関にて調整係数の算定、公表がなされると考えてよいか。

#### 回答

- (1)応札上限値は、「応札できるkW容量の最大値」と定義しております。また、「(参考資料)容量市場の概要」8ページにも記載がありますが、事前に応札上限値を登録することによって、期待容量と供給計画との整合性を図ることが可能となります。したがって、公平な市場形成と適切な供給力確保の観点から、応札上限値の登録業務が必要となります。
- (2)調整係数は、供給計画ガイドラインに基づいて参加登録申請者が算定することとなりますが、系統の信頼度評価の考え方と整合が必要な電源等については、広域機関で調整係数を算定・公表を行うようにいたします。

#### 質問

- (1)実効性テストの業務フローの一部が誤りではないか。(一般送配電事業者から発動指令電源提供者への調整発動指令の業務プロセスを追記すべきではないか、発動指令電源提供者から一般送配電事業者への再テスト要請を業務プロセスに追記すべきではないか、受付開始と提出依頼は時系列が逆ではないか)
- (2)実効性テストデータを需給調整市場でも活用できないか。

#### 回答

- (1)頂戴したご意見にもとづき、業務フローを変更いたします。なお、この変更は容量市場システム（一次開発）で現在想定している実装内容には影響いたしません。
- (2)需給調整市場とのデータ整合については、今後検討して参ります。

#### 質問

(1)調整機能等を有している電源について、「調整電源に指示できる契約」が未締結の場合に市場退出となるペナルティは厳しすぎるのではないかと。また、調整機能等を有している電源だけが対象となるペナルティは調整機能等を有していない電源との公平性を阻害する。  
さらに、調整能力を有することへのディスインセンティブとなり、調整機能を有する電源の減少が促進されてしまうのではないかと。

#### 回答

(1)制度検討作業部会中間とりまとめにおいて、「調整機能を有している電源等のうち、ゲートクローズ以降の供給余力として参加可能なものについては、需給調整市場で検討される仕組みに基づいて、調整力として利用可能な状態となっていることも求めることが考えられる。」とされており、それを受けて第12回容量市場検討会にて、「参加登録時に調整機能有とした電源等がオークションで落札された場合、調整電源に指示できる契約等の締結を求める」こととしましたので、調整電源に指示できる契約（需給調整市場検討小委員会等で議論される余力活用に係る契約）の締結は容量市場のリクワイアメントとして整理されているものと認識しております。  
そのため、容量市場においては、調整機能を有している電源に対して調整電源に指示できる契約の締結を確認することとしております。  
また、契約締結をした後の具体的なリクワイアメントやペナルティは、需給調整市場検討小委員会等で議論される余力活用に係る契約の整理に基づくこととしているものであり、需給調整市場におけるインセンティブ設計についても別途議論がなされていると承知しております。  
以上より、容量市場における業務フローは変更する必要がないものと考えております。

質問

(2)追加オークション前に市場退出した場合のペナルティの支払時期を後ろ倒しできないか。

回答

(2)発電事業者の負担軽減については、参入障壁と供給力確保の蓋然性を高める観点から、落札保証金の設定を取りやめることとし、代わりに市場退出時のペナルティおよび経済的ペナルティを設定することとしております。  
そのため、小売電気事業者の負担軽減の重要性も鑑みると現行のフローが望ましいと考えております。

- ご意見集約の結果、一次システム開発の業務要件定義を大きく変更するようなご指摘はなかった。このため、業務フローの一部を変更すべきご指摘事項は反映したうえで、予定どおり一次システム開発に向けた手続きを進めていきたい。

## 2. パブリックコメント募集と一次システム開発までのスケジュール

2

- これまでの検討会での議論を踏まえ、一次システム開発の対象である実需給前の業務概要を整理中である。当該業務概要は、一次システム開発の業務要件定義の重要な前提となり、システム開発着手後に大きな変更が必要となった場合は、容量市場の開設に多大な影響をもたらす可能性がある。
- したがって、一次システム開発のベンダー入札を行う前に、本日までの議論内容を反映した業務概要に関して容量市場の関係者から広くご意見を頂くためにパブリックコメントを募集したい。なお、パブリックコメント募集～一次システム開発までの具体的なスケジュールは、以下のとおり。

